

群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 交付要綱 (介護従事者の確保に関する事業)

(通則)

第1条 群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、群馬県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した群馬県地域医療介護総合確保計画（以下「総合確保計画」という。）に基づき、介護従事者の確保を図ることを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、総合確保計画に基づき、別表1の第4欄に定める者（以下「基金事業者」という。）が実施する同表の第1欄に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を交付の対象とする。

2 前項の基金事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助金の対象経費は、基金事業の区分ごとに、別表1の第3欄に定める経費（以下「対象経費」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 基金事業（介護分野への就職に向けた支援金貸付及び介護ロボット等導入支援事業を除く。）に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。

一 同表の第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、当該事業の総事業費（総事業費が確定していない場合は総事業費の見込額。以下同じ。）から当該事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

二 一により選定された額に同表の第5欄に定める補助率を乗じる。

- 三 二により算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 基金事業（介護分野への就職に向けた支援金貸付事業に限る。）に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。なお、本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度に発生した返還金の取扱い、本事業に関する会計に繰り入れるものとする。
- 一 同表の第 3 欄に定める対象経費の実支出額から当該年度の前年度に発生した貸付金の返還金を控除した額の範囲内で知事が必要と認めた額に、同表の第 5 欄に定める補助率を乗じる。
- 二 一により算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 基金事業（介護ロボット等導入支援事業に限る。）に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。
- 一 1 機器又は 1 事業所ごとに、対象経費の実支出額と当該事業の総事業費から当該事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の第 5 欄に定める補助率を乗じる。
- 二 一により算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 三 二により算出された額と別表 4 に定める補助上限額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（交付の条件）

第 5 条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 基金事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 基金事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 基金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 五 知事の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 六 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 七 基金事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。
- ア 基金事業者が地方公共団体の場合
- 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第 1 号を作成する

とともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

イ 基金事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

八 基金事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

九 基金事業の遂行において第３条第２項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

２ 知事は、基金事業を行う者が交付決定に付された条件に違反した場合には、この交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。

３ この基金事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

４ 基金事業（介護職員初任者研修支援事業のうち受講料補助事業を除く。）の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情がある場合には、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

５ 基金事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式第２号）をあらかじめ提出するものとする。

（申請手続）

第６条 この補助金の交付の申請は、別記様式第３号による交付申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（基金事業の変更）

第７条 基金事業者は、第５条第１項第１号の規定により基金事業の内容を変更しようとするときは、別記様式第３号の２による変更交付申請書を知事に提出するものとする。

（基金事業の中止又は廃止）

第８条 基金事業者は、第５条第１項第２号の規定により基金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第３号の３による中止（廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

（概算払請求）

第９条 基金事業者は、規則第７条第２項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第４号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条 基金事業の事業実績の報告は、事業完了後 10 日以内（第 5 条第 1 項第 2 号により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 10 日以内）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 5 号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 11 条 知事は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めたときは、当該基金事業に係る補助金の額を確定し、通知しなければならない。

2 前項による補助金の額の確定は、第 5 条第 2 項の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

（仕入控除税額の報告）

第 13 条 基金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記様式第 6 号により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

（その他）

第 14 条 特別の事情により、第 4 条から前条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 4 日から施行し、平成 27 年度に開始した事業から適用する。
- 2 「群馬県進路選択学生等支援事業費補助金交付要綱」、「群馬県潜在的有資格者等養成支援事業補助金交付要綱」、「群馬県キャリア形成訪問指導事業補助金交付要綱」及び「群馬県介護就職相談会事業費補助金交付要綱」（以下、「旧 4 要綱」という。）は、平成 27 年 8 月 3 日限り廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧 4 要綱で交付決定された事業については、この要綱により交付決定されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 7 日から施行する。ただし、介護ロボット導入支援事業以外の事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。ただし、シルバー人材等の介護職員初任者研修受講促進事業及び介護助手養成支援事業以外の事業については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの日に交付決定された事業については、施行後のこの要綱に基づき交付決定されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 9 日から施行し、平成 30 年度に開始した事業から適用する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの日に交付決定された事業については、施行後のこの要綱に基づき交付決定されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 12 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年９月１２日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年８月３０日から施行する。

別表 1

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 基金事業者	5 補助率
参加促進				
①介護人材参加促進事業	別表 2 の第 1 欄に掲げる事業区分ごとに同表第 2 欄に定める額	別表 2 の第 1 欄に掲げる事業区分ごとに同表第 3 欄に掲げる事業実施に必要な同表第 4 欄に定める経費	別表 2 の第 1 欄に掲げる事業区分ごとに同表第 5 欄に定める者	10/10
②介護未経験者等講習支援事業	1 研修当たり 500 千円	介護未経験者等を対象にした介護サービスの職場体験を含む研修の実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費（1 時間当たりの単価は原則 10,000 円を上限とし、対象時間は研修時間のほか、必要に応じ、打合せ等の拘束時間を含めて差し支えない。以下同じ。） ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの）	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	10/10
③学生等就職支援事業	267 千円	介護福祉士養成施設の学生等向けの職場選別に資するセミナー及び就職面接会を一体的に開催するために必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	3/4

		⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費		
④介護実習支援事業	知事が必要と認めた額	介護福祉士養成施設の学生が介護施設・事業所で受講する介護実習の円滑化を図るために行う調査や研修の実施等に必要に次掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪その他知事が必要と認めた経費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	3/4
⑤介護助手養成支援事業	知事が必要と認めた額	介護職員の業務を専門性に応じて分類し、就労を希望する高齢者等を「介護助手」として養成するために必要な次の経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費	①介護サービス事業者団体 ②その他知事が認める者	3/4

		に該当するもの) ⑪その他知事が必要 と認めた経費		
⑥介護に関する 入門的研修等 支援事業	ア 入門的研 修 1 研修当たり 364 千円 ただし、研修の 一部のみを実 施する場合は 以下のとおり とする ①基礎講座の み 52 千円 ②入門講座の み 312 千円 イ 元気高齢 者向けセミ ナー 1 研修当たり 35 千円	中高年齢者等の介 護未経験者が介護職 や介護ボランティア に参入しやすくする ために行う入門的研 修及び元気高齢者向 けセミナーの実施及 び施設等とのマッ チングに必要な経費 ※別に定める	市町村	10/10
⑦介護職員初任 者研修支援事 業	ア 受講料補 助事業 研修受講者 1 人当たり 50 千円 イ 研修実施 事業 1 研修当たり 760 千円 ただし、1 基金 事業者当たり 1 研修を上限 とする	介護職員初任者研 修の受講者に対する 受講料補助や研修の 実施に必要な経費 ※別に定める	市町村	1/2
⑧外国人留学生 への奨学金支 給支援事業	ア 日本語学 校の留学生 1 人当たり 学費 600 千円 居住費などの 生活費 360 千円 イ 介護福祉 士養成施設 の留学生 1 人当たり 学費 600 千円	介護事業者が外国 人留学生の学費や居 住費を支援する奨学 金の支給に必要な経 費 ※別に定める	介護サービス事 業者	1/3

		入学準備金 200 千円 就職準備金 200 千円 国家試験対策 費用 40 千円 居住費などの 生活費 360 千円			
⑨外国人介護人 材受入施設等 環境整備事業	1 施設当たり 300 千円	外国人介護人材を 受入れる介護事業者 が行う翻訳機の導 入、外国人介護人材 の生活面のサポート や学習支援等に必要 な経費 ※別に定める 外国人留学生が在 籍する介護福祉士養 成施設が行う教員の 質の向上に資する研 修等に必要経費 ※別に定める	介護サービス事 業者 介護福祉士養成 施設	2/3	
⑩介護分野への 就職に向けた 支援金貸付事 業	知事が必要と 認めた額	別表 5 の第 1 欄に 掲げる事業区分ごと に同表第 3 欄に掲げ る事業実施に必要な 同表第 4 欄に定める 経費	群馬県社会福祉 協議会	10/10	
定着支援(労働環境 ・処遇の改善)					
①介護ロボット 等導入支援事 業	ー	ア 介護ロボットの 導入、レンタル又は リースに要する 経費(ただし、知事 が適当と認めたも のに限る) イ 見守り機器の導 入に伴う通信環境 整備に要する経費 ウ ICT 機器の導入、 レンタル又はリー スに要する経費 なお、交付の決定に は、別表 4 に掲げる 条件が付されるもの とする	介護サービス事 業者	1/2 又は 3/4	

資質の向上				
①介護支援専門員等養成事業	知事が必要と認めた額	介護支援専門員の資質向上のための研修、令和元年度（第22回）介護支援専門員実務者研修受講試験（再試験）の実施に必要な次に掲げる経費及び令和2年度（第23回）介護支援専門員実務研修受講試験における新型コロナウイルス感染症に対する衛生対策に係るかかり増し経費（研修に使用する教材費等（実費相当）並びに研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費に係るものを除く。） ①給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） ②報償費 ③旅費 ④食糧費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費 ⑧広告料 ⑨手数料 ⑩保険料 ⑪使用料及び賃借料 ⑫委託料（前記①から⑪に掲げる経費に該当するもの） ⑬その他知事が必要と認めた経費	知事が指定する研修実施機関及び試験実施機関	10/10
②現任介護職員キャリアアップ支援事業	別表3の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第2欄に定める額	別表3の第1欄に掲げる事業区分ごとに同表第3欄に掲げる事業実施に必要な同表第4欄に定める対象経費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体	10/10

			③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	
③代替職員の確保による研修等支援事業	1 施設当たり 600 千円	現任介護職員等が各種研修を受講している期間における代替職員確保のための事業の実施に必要な経費 ※別に定める	①介護サービス事業者 ②その他知事が認める者	3/4
④認知症ケア研修事業	知事が必要と認めた額	介護施設・事業所の管理者等を対象に、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために行う認知症ケアに必要な知識や技術の研修の実施等に必要な経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①から⑨に掲げる経費に該当するもの） ⑪負担金 ⑫その他知事が必要と認めた経費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体 ③介護サービス事業者団体 ④その他知事が認める者	3/4
⑤外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	ア 日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費 1 人当たり 150 千円 イ 喀痰吸引等研修の受講に要する経費 1 人当たり 75 千円	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国した外国人介護福祉士候補者が、日本語及び介護分野の専門的な知識に係る学習をするために必要な経費 ※別に定める	介護サービス事業者	10/10

	ウ 研修を担当する者の活動に要する経費 1 受入施設当たり 60 千円			
⑥権利擁護人材育成事業	知事が必要と認めた額	認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材を確保するため、市民後見人の養成やその権利擁護活動の適正な実施を図るために行う研修や講演会の実施等に必要な経費（地域連携ネットワークの中核機関及び権利擁護センターの運営経費は除く） ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃貸料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの） ⑫その他知事が必要と認めた経費	市町村	3/4
		成年後見制度の担い手を確保するとともに、市町村の権利擁護支援体制の整備に資するため、市町村社会福祉協議会による法人後見立ち上げに必要な経費 ※別に定める	市町村社会福祉協議会	10/10
⑦認知症地域支援推進員等研修事業	ア 認知症地域支援推進員(新任者研修)	市町村の認知症地域支援推進員及び初期集中支援チームの設置等を支援するた	市町村	3/4

	1人当たり 38千円 イ 初期集中 支援チーム 員研修 1人当たり 40千円	め、推進員及びチーム員が受講しなければならない研修の受講支援に必要な経費 ①負担金		
⑧介護サービス 相談員養成研 修事業	介護サービス 相談員養成研 修又は介護サ ービス相談員 補養成研修 1人当たり 46千円	市町村が実施する 介護サービス相談員 派遣事業を推進する ため、相談員養成研 修の受講支援に必要 な経費 ①負担金	市町村	3/4
⑨介護予防の推 進のための指 導者育成事業	知事が必要と 認めた額	地域における介護 予防の取組を強化す るため、理学療法士、 作業療法士、言語聴 覚療法士等を対象に 行う研修の実施等に 必要な経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び賃借料 ⑩委託料（前記①か ら⑨に掲げる経費 に該当するもの） ⑪その他知事が必要 と認めた経費	県単位のリハ ビリテーション 関連団体	3/4

別表 2 (介護人材参入促進事業関係)

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費	5 基金事業者
介護人材参入促進事業				
①進路選択学生等支援事業	1,000 千円	A 又は B の事業の実施 A 相談助言及び指導を行う専門員を配置し、次の事業を実施 ①中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業 ②中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業 ③高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業 B 留学生に対し、カリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導を実施	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥食糧費 ⑦消耗品費 ⑧印刷製本費 ⑨通信運搬費 ⑩広告料 ⑪手数料 ⑫使用料及び賃借料 ⑬委託料(前記①から⑫に掲げる経費に該当するもの) ⑭その他知事が必要と認めた経費	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士養成施設等
②介護への理解促進事業	知事が必要と認めた額	小中高の生徒や地域住民等を対象とした介護の魅力の発信や介護への理解の促進のために行う研修や出前講座等の実施	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費	①介護福祉士の養成施設又はその団体 ②介護に関する専門的な資格等を有する者が構

			⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨使用料及び 賃借料 ⑩委託料（前記 ①から⑨に 掲げる経費 に該当する もの） ⑪その他知事 が必要と認 めた経費	成する団体 ③介護サービ ス事業者団 体 ④その他知事 が認める者
--	--	--	---	--

別表 3（現任介護職員キャリアアップ支援事業関係）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費
現任介護職員キャリアアップ支援事業			
①キャリアアップ研修支援事業	知事が必要と認めた額	現任の介護職員等を対象としたキャリアアップや資質向上に資する高度・専門的技術等の修得のために行う研修の実施や支援等	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦広告料 ⑧手数料 ⑨保険料 ⑩使用料及び賃借料 ⑪委託料（前記①から⑩に掲げる経費に該当するもの） ⑫その他知事が必要と認めた経費
②キャリア形成訪問指導事業	1回当たり 468 千円 会場を借り上げて実施する場合、1日当たり 185 千円以内を加算	介護福祉士養成施設等の教員等が、福祉・介護施設や事業所を巡回・訪問し、施設・事業所からの要請に応じて実施する次の事業 ①個々の施設・事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、当該研修のための講師の派遣 ②職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供	事業実施に必要な次に掲げる経費 ①報償費 ②旅費 ③食糧費 ④消耗品費 ⑤印刷製本費 ⑥通信運搬費 ⑦使用料及び賃借料

別表 4（介護ロボット等導入支援事業関係）

補助率	
ア 介護ロボット	
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	
補助率 1 / 2	
ただし、次の要件 1 及び 2 をともに満たす場合は、補助率 3 / 4	
要件 1：少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化をおこなうことを予定していること	
要件 2：利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	
ウ ICT 機器	
補助率 1 / 2	
ただし、次の要件 1、2 のいずれかを満たす場合は、補助率 3 / 4	
要件 1：LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルについて、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること	
要件 2：「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること	
補助上限額	
ア 介護ロボット	
移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援	1 機器当たり 1 0 0 万円
上記以外	1 機器当たり 3 0 万円
補助上限台数は、前年度までの補助台数を含め、利用者定員数の 2 割	
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	
1 事業所当たり	1 5 0 万円
ウ ICT 機器	
職員数	補助上限額（1 事業所当たり）
1 名以上 10 名以下	1, 000, 000 円
11 名以上 20 名以下	1, 600, 000 円
21 名以上 30 名以下	2, 000, 000 円
31 名以上	2, 600, 000 円
条 件	
ア 計画の作成	
機器（または事業所）ごとに介護従事者の負担軽減に向けた計画を作成する。	
当該計画は、導入後 3 年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器（工事）、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となる内容とする。	
① 介護ロボット	
介護ロボット導入計画書（別記様式第 3 号別紙 2 - オ）	
② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	

見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書（別記様式第3号別紙2ーカ）

③ ICT機器

ICT機器導入計画書（別記様式第3号別紙2ーキ）

イ 導入効果の報告

介護ロボットの使用、見守り機器の導入に伴う通信環境整備及び ICT 機器の導入により得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、当該年度の使用状況を翌年度4月末までに報告する。

[様式]

① 介護ロボット ※導入年度から3年間、報告

介護ロボット使用状況報告書（別記様式第5号別紙2ーオ（別紙1））

② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器の導入に伴う通信環境整備状況報告書（別記様式第5号別紙2ーオ（別紙2））

③ ICT 機器

ICT 機器導入実績報告書（別記様式第5号別紙2ーオ（別紙3））

別表 5（介護分野への就職に向けた支援金貸付事業）

1 事業区分	2 基準額	3 事業内容	4 対象経費	5 その他
介護分野への就職に向けた支援金貸付事業				
①福祉系高校修学資金貸付事業	知事が必要と認めた額	若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生が修学や就職の準備に必要な経費について、次の基準額による返済免除付きの支援金の貸付を実施 （貸付基準額） 福祉系高校生 1 人当たり ア 修学準備金 30 千円以内 イ 介護実習費 30 千円以内 ウ 国家試験受験対策費用 40 千円以内 エ 就職準備金 200 千円以内 貸付事務費 8,800 千円以内	貸付原資及び貸付等の事務を行うために必要な経費	本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度に発生した返還金の取扱いは、本事業に関する会計に繰り入れる
②介護分野就職支援金貸付事業	知事が必要と認めた額	他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際に、次の基準額による返済免除付きの支援金の貸付を実施 （貸付基準額） 1 人当たり 最大 200 千円 貸付事務費 8,800 千円以内	貸付原資及び貸付等の事務を行うために必要な経費	本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度に発生した返還金の取扱いは、本事業に関する会計に繰り入れるものとする

※事業内容については、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における『福祉系高校修学資金貸付事業』等の実施について」（令和 3 年 5 月 7 日社援基発 0 5 0 7 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によるものとする。